

商業登記の見直しに関する論点の検討

第1 株式会社の新株予約権の登記

株式会社の新株予約権に関する登記事項のうち会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の登記に関する見直しの要否について、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、株式会社の新株予約権に関する登記事項のうち会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項の登記に関する見直しの要否について、どのように考えるかを問うものである。

新株予約権を発行した株式会社は、新株予約権の登記をする必要があり、その登記事項は、新株予約権の数、新株予約権の内容のうち一定の事項（新株予約権の目的である株式数、行使期間等）及び行使条件、払込金額又はその算定方法（いわゆる発行価額）等とされている（会社法第911条第3項第12号）。新株予約権の登記については、実務上、払込金額の算定方法につきブラック・ショールズ・モデルに関する詳細かつ抽象的な数式の登記を要するなど、全般的に煩雑で申請人の負担となっており、また、登記事項を一般的な公示にふさわしいものに限るべきである等の指摘がある。

この点について、上記及びは、将来どのような場合に新株予約権が行使されてどの程度の株式が発行されるかを広く公示するとともに、新株予約権の譲受人にとっても権利の具体的内容を明らかにしておく意義を有するのに対し、上記は、新株予約権の内容そのものではなく、その公示の意義は、上記及びとは若干異なるようにも考えられる。上記の登記（会社法第238条第1項第2号及び第3号に係る登記）については、特に払込金額の算定方法について抽象的な数式の登記がされているにすぎない場合にはその意義に乏しいと見る立場から、これを廃止すべきであるとの考え方もあり得る。

第2 株式会社の代表者の住所の登記事項証明書への記載の見直しについて

株式会社の代表者（代表取締役又は代表執行役）の住所が登記事項とされているが（会社法第911条第3項第14号、第23号八）、原則として、登記事項証明書において株式会社の代表者の住所を記載せず、例外的に、利害関係を有する者は当該住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求することができるものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、原則として、登記事項証明書において株式会社の代表者の住所を記載せず、例外的

に、利害関係を有する者は当該住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求することができるものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

第1回会議では、委員から、個人情報保護の観点から代表取締役及び代表執行役の住所を登記事項から削除し、又はその閲覧を制限するのが妥当ではないかとの指摘があった。

この点については、会社法制定に先立つ法制審議会会社法（現代化関係）部会でも議論されたが、要綱試案に対する意見照会の結果では、制度の維持を求める意見が多数であり、見直しは見送られた。その理由としては、代表取締役等の住所は、その者を特定するための情報として重要であること（法人が持分会社の代表社員となる場合に当該法人の名称及び住所が登記事項になることとの均衡）、民事訴訟法上の裁判管轄の決定及び送達の場合において、法人に営業所がないときは代表者の住所が重要な役割を果たすこと（同法第4条第4項、第103条第1項）、仮に閲覧を制限する仕組みを新設しても、訴えの提起を予定しているとして代表者の住所に関する閲覧請求がされた場合には、これに依ぜざるを得ず、事実上公開しているのと同様であること等が挙げられていた。

その後、平成21年3月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」において、会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化の容認について検討することとされたが、他方で、法制審議会会社法制部会第8回会議（平成22年12月22日開催）では、法制審議会会社法（現代化関係）部会と同様に、代表取締役等の住所の非公開化によって、円滑に訴訟が進められなくなる可能性が指摘された。

そこで、株式会社の代表者の住所の登記について、その重要性を踏まえて登記事項として存置しつつ、その閲覧を一定程度制限するためには、原則として、登記事項証明書において株式会社の代表者の住所を記載しないこととするが、例外的に、利害関係を有する者は当該住所の記載のある登記事項証明書の交付を請求することができるということが考えられる。なお、インターネット上で法人の登記情報を閲覧することができる登記情報提供サービスでは、利害関係の有無を判断することができないことから、株式会社の代表者の住所に関する情報は提供しないということが考えられる。

しかし、これらの考え方に対しては、やはり上記のような指摘が妥当するとも考えられる。

これらを踏まえ、株式会社の代表者の住所の登記の在り方について、どのように考えるか。

第3 会社の支店の所在地における登記の廃止について

会社法第930条から第932条までを削除し、会社の支店の所在地における登記をすることを要しないものとし、当該登記を廃止するものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、会社法第930条から第932条までを削除し、会社の支店の所在地における登記をすることを要しないものとし、当該登記を廃止するものとするについて、どのように考えるかを問うものである。

会社は、本店の所在地において登記をするほか、支店の所在地においても、商号、本店の所在場所、支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在

場所の登記をしなければならない（会社法第930条第2項）。これは、支店とだけ取引をする者が本店の所在場所を正確に把握していない場合があり得ることを前提に、支店の所在地を管轄する登記所において検索すればその本店を調査できるという仕組みを構築するものであったが、会社法制定に先立つ法制審議会会社法（現代化関係）部会でも、将来的には支店の所在地における登記を廃止すべきであるとの指摘があった。

この点について、インターネットの広く普及した現在では、会社の探索は一般に容易となっており、登記情報提供サービスにおいて、会社法人等番号（商業登記法第7条）を利用して会社の本店を探索することも可能となっている。実際にも、会社の支店の所在地における登記について登記事項証明書の交付請求がされる例は、ほとんどないようである。

そこで、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店の所在地における登記を廃止することも考えられるが、どのように考えるか。